

新発田市キャンペーン等実施補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少、需要の低迷に苦しむ市内事業者等で構成される組合、団体等が行う消費喚起を目的としたキャンペーンに係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、新発田市補助金交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、消費喚起を目的とし、感染防止対策を講じた上で実施するキャンペーンとする。

ただし、政治的又は宗教的活動を目的とした事業に関しては、交付の対象としない。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の事業者等で構成される事業者加盟数10以上の組合、団体であること。その際、任意、法人は問わないものとする。
- (2) この要綱により助成金を受けようとする事業について、市から他の助成を受けていないもの。
- (3) 組合（団体）を構成する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難され

るべき関係を有すると認められるものでないこと。

(4) 暴力団及び暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していないこと。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表に定める経費区分及び内容に該当するもの（令和4年4月1日以降に契約又は発注するものに限る。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 補助事業者又はその構成員等の人件費

(3) この補助事業の目的に照らし合わせて、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

(補助率及び補助限度額)

第5条 この補助金の補助率及びに補助限度額は次の各号の定めるとおりとする。

(1) 前条に定めのある補助経費の合計の10分の10。

(2) 1組合（団体）100万円（ただし、組合（団体）加盟事業者数が100以上の場合、200万円）を上限として、予算の範囲内で必要と認められる額を交付する。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更が必要になる場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場

合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の開始前に、別記様式第1号（交付申請書）及び別記様式第2号（事業計画書）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、申請者1組合（団体）につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に基づき交付申請書の提出があったときは、これを審査し、速やかに別記様式第3号（交付決定通知書）又は別記様式第4号（不交付決定通知書）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）がやむを得ない事情により補助対象事業の内容を変更しようとするときは、別記様式第5号（変更承認申請書）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の申請)

第10条 第8条の規定により交付決定を受けた者が、やむを得ない事情により補助対象事業を中止する場合、あらかじめ別記様式第6号（中止及び廃止承認申請書）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、市長が必要と認めて指示した場合、別記様式第7号（補助事業状況報告書）の提出により、市長に現状の報告をしなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、別記様式第8号（実績報告書）を、補助事業が完了した日（第10条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い時期までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る報告を受けた場合においては、申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し適合したものであるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、別記様式第9号（確定通知書）により当該補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月17日から施行し、令和4年5月17日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。